

## 委員会提出議案第 1 号

新型コロナウイルス感染症を理由とする差別の根絶と  
医療従事者等に対する敬意と感謝の意を表する決議

地方自治法第 109条第 6 項及び西脇市議会会議規則第13条第 2 項の  
規定により提出する。

令和 2 年 5 月 19 日

議会運営委員会委員長 中 川 正 則

(理 由)

新型コロナウイルス感染症に対する誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>や風評被害などの差別  
につながる行為を根絶し、日々奮闘されている全ての人々に、市民を  
代表して敬意と感謝の意を表するとともに、市民が安心して暮らせる  
日常を取り戻せるよう、行政と連携・協力して全力を挙げて取り組む  
ため提出する。

## 新型コロナウイルス感染症を理由とする差別の根絶と 医療従事者等に対する敬意と感謝の意を表する決議

中国湖北省武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は、感染者数が世界的に増加し続けており、世界保健機関（WHO）がパンデミック（世界的な大流行）との認識を示すなど、事態は刻々と深刻さを増している。

我が国においては、「緊急事態宣言」が全都道府県に拡大され、兵庫県をはじめ大都市圏域を中心に感染が広がり、北播磨地域を含めて未だ収束する兆しは見え、市民の間に感染への不安感が高まっている。

本市では、国、県、医療機関等と緊密に連携し、市民の生命と健康を守ることを最優先に、社会と経済への支援策を打ち出しているところであるが、終息するまでには長期化を想定した息の長い対策を講じていく必要がある。

このような中であって、周辺地域の公立病院において新型コロナウイルスが院内感染した際、職員やその家族、来院患者などが誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>を受け、風評被害の事例があった。このことは、北播磨北部の拠点となる市立西脇病院を有する本市にとって由々しき事案であり、感染者や治療に当たる医療従事者及びその家族、来院患者などの関係者に対する、このような偏見や差別につながる行為は決して許されるものではない。

前例のない災害に一丸となって立ち向かわなければならぬ時だからこそ、医療の最前線で奮闘している医療従事者、公共交通機関の職員、スーパーやドラッグストアの店員、配達を担う物流事業従事者、保育や障害者・高齢者福祉等の福祉事業従事者など、社会生活を維持する上で欠かすことができない人々、いわゆるエッセンシャルワーカー及びその関係者の献身的な取組により、私たちの暮らしが支えられていることを再認識しなければならない。

西脇市議会は、この国難に当たり、誤解や偏見による誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>や風評被害などの差別につながる行為を根絶し、日々奮闘されている全てのエッセンシャルワーカー及びその関係者に、市民を代表して敬意と感謝の意を表するとともに、市民が安心して暮らせる日常を取り戻すため、行政と連携・協力して全力を挙げて取り組むものである。

以上、決議する。

令和2年5月19日

西脇市議会